3　復興推進計画に係る特別の措置

(一)　復興推進計画の認定等

(1)　復興推進計画の認定（第四条関係）

イ　その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。

ロ　内閣総理大臣は、イの申請があった場合において、復興推進計画が復興特別区域基本方針に適合するものであり、その実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められる等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得てその認定をすることとした。

(2)　新たな規制の特例措置等に関する提案及び復興特別意見書の提出（第一一条関係）

イ　(1)のイの申請をしようとする特定地方公共団体（復興推進協議会を組織するものに限る。）又は(1)のロの認定を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等に関する提案をすることができることとした。

ロ　復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができることとした。

ハ　認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置その他の措置について、国会に対して復興特別意見書を提出することができることとした。

ニ　国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとすることとした。

(3)　国と地方の協議会（第一二条関係）

イ　内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び認定地方公共団体等の長は、都道県の区域ごとに、復興推進計画の区域において当該認定地方公共団体等が推進しようとする取組、当該取組を推進するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。

ロ　イの協議を行うための会議において協議が調った事項については、イの協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととするとともに、この場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。

ハ　内閣総理大臣は、イの協議を行うための会議における協議の経過及び内容について、適時かつ適切な方法で、国会に報告するものとするとともに、国会は、当該報告を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとすることとした。

(4)　復興推進協議会（第一三条関係）

イ　特定地方公共団体は、作成しようとする復興推進計画並びに認定を受けた復興推進計画（ニにおいて「認定復興推進計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議するため、復興推進協議会（ロにおいて「地域協議会」という。）を組織することができることとした。

ロ　イの協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととした。

(二)　認定復興推進計画に基づく事業に対する特別の措置

(1)　規制の特例措置

イ　漁業法の特例を定めることとした。（第一四条関係）

ロ　建築基準法の特例を定めることとした。（第一五条～第一七条関係）

ハ　道路運送法の特例を定めることとした。（第一八条関係）

ニ　公営住宅法の特例を定めることとした。（第一九条～第二二条関係）

ホ　農地法等の特例を定めることとした。（第二三条～第二七条関係）

ヘ　工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例を定めることとした。（第二八条関係）

ト　河川法及び電気事業法の特例等を定めることとした。（第二九条～第三二条関係）

チ　鉄道事業法の特例を定めることとした。（第三三条関係）

リ　確定拠出年金法の特例を定めることとした。（第三四条関係）

ヌ　政令等で規定された規制の特例措置を定めることとした。（第三五条関係）

ル　地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置を定めることとした。（第三六条関係）

(2)　課税の特例を定めることとした。（第三七条～第四二条関係）

(3)　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を定めることとした。（第四三条関係）

(4)　復興特区支援利子補給金の支給を定めることとした。（第四四条関係）

(5)　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定めることとした。（第四五条関係）

4　復興整備計画等に係る特別の措置

(一)　復興整備計画の作成等

(1)　復興整備計画

特定被災区域内の地域であって、東日本大震災の被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域であること等に該当し、地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道県（以下「被災関連都道県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成できることとした。（第四六条関係）

(2)　復興整備協議会

被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興整備協議会を組織できることとした。（第四七条関係）

(3)　土地利用基本計画の変更等に関する特例を定めることとした。（第四八条関係）

(4)　復興整備事業に係る許認可等の特例を定めることとした。（第四九条及び第五〇条関係）

(5)　土地区画整理事業等の特例を定めることとした。（第五一条関係）

(6)　土地改良事業の特例を定めることとした。（第五二条関係）

(7)　集団移転促進事業の特例を定めることとした。（第五三条関係）

(8)　住宅地区改良事業の特例を定めることとした。（第五四条関係）

(9)　漁港漁場整備事業の特例を定めることとした。（第五五条関係）

(10)　地籍調査事業の特例を定めることとした。（第五六条関係）

(二)　復興一体事業

(1)　事業計画の認定（第五七条関係）

イ　復興整備計画に記載された復興一体事業を施行しようとする被災関連市町村は、復興一体事業についての事業計画（以下単に「事業計画」という。）を作成し、これを被災関連都道県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。